

令和元年第2回定例会会議録（第6号）

令和元年6月21日

○出席議員（25名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
15番	萩野忠好君	16番	市原隆生君
17番	黒木愛一郎君	18番	平野文活君
19番	松川峰生君	20番	野口哲男君
21番	堀本博行君	22番	山本一成君
23番	泉武弘君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	生活環境部長	安藤紀文君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	中西康太君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	本田敏彦君
教育参事	稲尾隆君	水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
財政課長	安部政信君		

○議会事務局出席者

局長	安達勤彦	議事総務課長	佐保博士
補佐兼議事係長	岡崎英二	補佐兼総務係長	内田千乃
主査	梅津聖子	主査	松尾麻里
主任	佐藤雅俊	主事	大城祐美
速記者	桐生正子		

○議事日程表（第6号）

令和元年6月21日（金曜日）午前10時00分開議

- 第1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第2 所管事務調査の件
- 第3 議第67号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第4 議第68号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第5 議第69号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第6 議第70号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第7 報告第2号 平成30年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第3号 平成30年度別府市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第4号 平成30年度別府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第5号 平成30年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第6号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第7号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第8号 一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームBiz LINKの経営状況説明書類の提出について
- 報告第9号 市長専決処分について
- 第8 議員提出議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
議員提出議案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
- 第9 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第9（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（萩野忠好君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、報告事項がございます。

去る 5 月 30 日、福岡県福岡市において開催されました第 94 回九州市議会議長会定期総会外 2 件の会議に出席いたしましたが、その概要については、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これにより御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生環境教育委員会副委員長・阿部真一君登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（阿部真一君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 6 月 13 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 40 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分外 6 件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 40 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分についてであります。

福祉政策課関係部分では、支援ニーズに沿った福祉サービス事業のあり方を検討するため、委員等謝礼金や委員会運営支援業務委託料等を計上しているとの説明がなされました。

委員から、委員会の役割について質疑がなされ、当局から、およそ 160 ある事業から 10 事業程度を抽出し、事業の見直しをするための協議を行うものであるとの説明がなされました。

子育て支援課関係では、放課後児童クラブにおける子どもの安全確保や支援員等の事務負担軽減に要する経費を助成する補助金を計上、その財源として、国庫補助金を計上しているとの説明がなされました。

健康づくり推進課関係では、法令の改正により、接種率向上のため、高齢者肺炎球菌感染症の定期接種の経過措置の延長、並びに風疹の公的な予防接種を受けていない男性に抗体検査及び予防接種を無料で実施するための経費を計上、その財源として国庫補助金を、その他では、「温泉を活用した健康寿命延伸モデル事業」のモデル地域に指定されたことに伴い、プログラムの創出とデータの収集に要する委託料を計上、その財源として県補助金を計上しているとの説明がなされました。

教育政策課関係では、学校体育館の床の補修及び照明の LED 化等に要する施設整備工事費を計上、歳入として地方債を計上しているとの説明がなされました。

委員から、LED 化の今後の計画について質疑がなされ、当局から、年次計画に基づき整備をしていきたいとの説明がなされました。

学校教育課関係では、立命館アジア太平洋大学と連携し、小中学生が留学生等と英語で交流する機会を創出するグローバル人材育成推進事業において、参加学生等謝礼金などを計上、歳入として体験留学参加費を、その他では旧総合教育センターの施設解体工事費等を計上、歳入として地方債を計上しているとの説明がなされました。

委員から、留学生への謝礼金について、ボランティアで携わる方もいるので、整合性を図るようにとの意見がなされました。

他の委員から、交流だけではなく、英語力をしっかり身につけさせてほしいとの意見もなされました。

社会教育課関係では、旧別府市文化会館、及び春木川ふれあい交流センターの広場整備

に伴い、中須賀東町公民館の施設解体工事費等を計上、歳入として地方債を計上しているとの説明がなされました。

スポーツ健康課関係では、部活動指導員活用事業として、鶴見台中学校に他校の生徒も参加できる「ラグビーフットボール部」を設置するための経費として部活動指導員報酬等を計上、その財源として、国庫及び県補助金を計上しているとの説明がなされました。

委員から、部活動の将来性について質疑がなされ、当局から、生徒数の減少により部活動の継続は難しい面もあるが、今回のラグビー部は、複数校の生徒が集まって活動するモデル事業として取り組んでおり、ワールドカップを契機に興味を持ってもらうことで、継続性のあるものにしたほうが良いとの説明がなされました。

他の委員から、民間団体と連携するようにとの意見もなされました。

以上の補正予算議案の採決におきまして、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、条例改正議案及びその他の議案についてであります。

議第 49 号別府市立学校規模適正化審議会条例の一部改正については、事務局の名称を「別府市教育庁」から「別府市教育部」に変更することに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

次に、議第 51 号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、省令の一部が改正され、放課後児童支援員の認定資格研修について、都道府県知事に加え指定都市の長が実施できるとされたこと、並びに放課後児童健全育成事業における対象児童に園児を含めること等の経過措置の期間を 5 年間延長することに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第 52 号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、省令の一部改正により、連携施設の確保をしないことができる期間を 5 年間延長すること等に伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第 53 号大所飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、消費税等の税率引き上げ、並びに臨時給水の料金見直しに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

次に、議第 63 号市長専決処分について、地方税法施行令等の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額の上限及び減額基準の見直しについて、条例の改正を専決処分したものであるとの説明がなされました。

次に、議第 64 号市長専決処分についてにおいても、介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の保険料の軽減について、条例の改正を専決処分したものであるとの説明がなされました。

以上 4 件の条例改正議案、及び 2 件のその他の議案のうち、議第 53 号において、一部の委員から反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し、その他の 5 件については、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・手束貴裕君登壇)

○総務企画消防委員会委員長(手束貴裕君) 委員長の私から、御報告をさせていただきます。

総務企画消防委員会は、去る 6 月 13 日の本会議において付託を受けました議第 40 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)関係部分、その他 11 議案につきまして、翌 14 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報

告いたします。

初めに、議第 40 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分についてであります。

まず、消防本部関係部分では、当局から、予算について消防救急体制整備事業費補助金を受け入れ、除染シャワー用給湯器、防毒マスクなどを購入予定である旨の説明がなされました。

委員から、マスクは何個くらいの購入、どのくらいのレベルに対応するのかとの質疑に対し、当局から、20 個くらいの購入予定で、サリンや他の化学物質にも対応できるとの答弁がなされました。

次に財政課関係部分では、別府市財政調整基金繰入金の追加額について、今回の補正予算の財源として、財政調整基金を取り崩して一般会計に繰り入れるものとの説明がなされました。

委員より、現在の基金残高で大規模災害発生時の財政負担に対応できるかとの質疑に対し、当局より、激震災害法の国の財源措置などで補填があり、どの程度の財政負担になるか予想できないが、災害などに対応可能な額として、財政健全化法において財政規律を確保する上での規範とされる財政再生基準に定める額を確保しているとの説明がなされました。

続きまして、自治振興課関係部分では、市民活動支援補助金について、中規模多機能自治に向けて団体の組織強化や人材育成、学生団体も含めた市民活動の促進・活性化を図るものであるとの説明がなされました。

委員より、いつから募集を開始し、応募多数の場合はとの質疑がなされ、当局より 7 月 1 日からの募集で 1 次、2 次審査での決定を予定しているとの説明がなされました。

コミュニティー助成金については、永年にわたる使用により損傷がひどく、担ぐことのできなくなっている秋葉神社のみこしの整備に対する助成金である旨の説明がなされました。

予算議案の最後、防災危機管理課関係部分であります。地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額として、災害時の衛生環境確保対策のため、収容避難所にマンホールトイレを整備するものである旨の説明がなされました。

採決の結果、議第 40 号においては、一部委員から、予算編成方針で 1 つの部門に偏り過ぎているとして反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、条例議案、その他議案についてであります。

議第 57 号別府市火災予防条例の一部改正については、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が改正されたことに伴うものである旨の説明がなされました。

委員より、住宅用防災警報器の設置については、申請があれば小規模施設でも消防のチェックが入るかとの質疑に対し、小規模施設もチェックしているとの答弁がなされました。

議第 60 号動産の取得については、現有車両の老朽化に伴い、消防ポンプ自動車を買う入れる旨の説明がなされました。

老朽化となった消防車の下取りはあるのか、どのくらいで更新するのかとの質疑に対し、廃車の際は完全抹消届の証明をつけ廃車処分としている。更新の年数は 17 年であるとの答弁がなされました。

議第 43 号別府市役所事務分掌条例の一部改正については、令和元年 10 月 1 日に向けた組織改変によるもので、「公営事業部」と「いきいき健幸部」の設置に伴うものである旨

の説明がなされました。

委員より、部、課、管理職が増え、組織が肥大化するのをおかしいのではないかとの発言があり、当局より、現状分析を行いながら社会情勢や行政需要及び市民の利便性を考慮し、組織の見直しについて検討したいとの説明がなされました。

次に、議第 44 号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正については、消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率が現行の 8 % から 10%に引き上げられるため、各施設の使用料等の額を改定するものであること、議第 45 号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正については、番号法別表第 2 の主務省令に予防接種法での生活保護関係情報の情報連携が定められたため、条例別表では定めておく必要がなくなった旨の説明がなされました。

次に、議第 46 号別府市税条例等の一部改正については、主な改正内容として児童扶養手当の支給を受けている未婚のひとり親を令和 3 年度から非課税措置の対象へ追加すること、軽自動車税では、消費税引き上げに合わせ自動車取得税が廃止され、新たに導入される環境性能割に対して、消費税引き上げの対策として所要の措置について改正を行うものとの説明がなされました。

議第 61 号市長専決処分について、市民税課関係部分は、軽自動車税のグリーン化特例の見直しなどについて、資産税課関係部分は、熊本地震に関する住宅用地の特例措置を行うための手続規程を新設することなど所要の措置について改正をおこなうものであるとの説明がなされました。

次に、議第 47 号別府市税特別措置条例の一部改正については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展基盤強化に関する法律の地方公共団体等を定める総務省令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第 62 号市長専決処分については、主な改正内容として、特定所有者不明土地を利用した地域福利推進事業に係る課税標準の特例を規定するものであるとの説明がなされました。

最後に、議第 65 号は、4 月 1 日付の人事異動に伴い、議第 66 号は、5 月 27 日付の人事異動に伴う、固定資産評価員の選任を行うものであるとの説明がなされました。

採決の結果、条例議案、その他議案に係るいずれの議案も当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(観光建設水道委員会委員長・市原隆生君登壇)

○観光建設水道委員会委員長(市原隆生君) 去る 6 月 13 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 40 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)関係部分外 9 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 40 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)関係部分についてであります。

観光課関係では、国内誘客プロモーションを一層推進するため、本市に宿泊していただいたお客様に別府土産として、HOT 便により別府温泉をお届けするための費用や、移動型温泉施設の製作及び同温泉施設による出張プロモーション費用等を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、事業の継続性等について質疑がなされ、当局から、HOT 便については、ア

ンケート調査等を行った上で今後の対応を検討していきたいとの答弁がなされました。

温泉課関係では、北浜温泉の屋外健康浴施設等の改修工事費及び柴石温泉の東側源泉の代替掘削工事費、並びに「東洋のブルーグリーン構想」を実現するための諸条件を整備する基本整備構想策定業務等委託料などを補正計上した旨の説明がなされました。

委員から、代替掘削工事に至った経緯について質疑がなされ、当局から、湯量の減少に伴い、東側駐車場において代替掘削工事を行い、将来的に湯量を確保するためのものであるとの答弁がなされました。

また、掘削工事を行うに当たり、近隣住民には周知を行うとともに、影響の有無等には十分配慮をするとの答弁がなされました。

産業政策課関係では、世界中から集まるやる気のある若者の斬新な発想を具現化し、観光産業が集積する「別府ツーリズムバレー」の実現を図るため、協議会の運営費及びプロジェクトを推進するための経費等を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、プロジェクトの具体的な内容について質疑がなされ、当局から、地域課題を解決するためのアイデアの実現に向けて、ワークショップの開催等を予定しているとの答弁がなされました。

農林水産課関係では、別府湾近海の漁場保全を目的に、別府市の地先 700 メートルの海域 1.5 平方キロメートルにおいて、「海底耕うん」を実施し、堆積物を除去するための委託料等を補正計上しているとの説明がなされました。

都市政策課関係では、南部振興基本計画に基づき、楠銀天街の再生に向けた取り組みとして、アーケードの状況調査と道路測量設計を行う委託料等を、また、都市整備課関係では、別府国際観光港多目的広場や別府市餅ヶ浜栈橋、餅ヶ浜海岸などの海辺に人の流れを創出できるように、イベントを開催するための委託料や、多目的広場における仮設駐車場の整備のための工事費を補正計上しているとの説明がなされました。

さらに、道路河川課関係では、別府公園東側の渋滞緩和を目的として市道に右左折レーンを設置する工事費等を補正計上しているとの説明がなされました。

また、公園緑地課関係では、未整備の別府公園文化ゾーンの敷地の測量や、鉄輪地獄地帯公園のエントランス広場や駐車場、トイレのほか、擁壁、園路等を整備する経費を補正計上しているとの説明がなされました。

建築指導課関係では、新たに耐震改修工事を行う施設が発生したことにより、補正計上しているとの説明がなされました。

最終的に、議第 40 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分の採決におきましては、一部委員から反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 41 号令和元年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

開発に伴い、今年度新たに受益者負担金が賦課されたため増額を行ったことや、年度当初に行う年間保守契約が全て完了し入札差金が生じたため、設備保守点検業務等委託料の減額補正を計上しているとの説明がなされました。

委員から、上下水道の一本化の具体的な見通しについて質疑がなされ、当局から、今年度、上下水道統合検討委員会及び作業部会を設置し、上下水道間で細部の協議を進めており、本年 8 月にはこの作業部会の意見をまとめ、10 月には下水道課が水道局の庁舎に移転、12 月議会にて、下水道の公営企業化も含めた一元化関連の条例改正案を提案し、議決された後、令和 2 年 4 月 1 日に組織統合と下水道事業の公営企業化を行う方針で作業を進めていくとの答弁がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、議第 42 号令和元年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

施設の老朽化及び取扱高の減少といった問題を抱える公設地方卸売市場について、今後のあり方を検討する委員会を開催するための費用や、基礎調査を行うための委託料を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、今後のあり方について質疑がなされ、当局から、今後、市場関係者にアンケート等を行うなど、実態を踏まえ検討していきたいとの答弁がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第 48 号別府市手数料条例の一部改正についてであります。

建築基準法の一部改正に伴い、用途規制の特例許可が簡素化され、新たに公聴会による意見聴取と建築審査会の同意が不要とされた許可の手数料を定めたこと等による条例改正であるとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 50 号別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

令和元年 10 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、競輪温泉の入浴料を改正すること、また、1 カ月入浴券を新たに設定したとの説明がなされました。

次に、議第 58 号工事請負契約の締結についてであります。

旧南小学校跡地活用事業において、公共施設及び広場や駐車場の整備をプロポーザルにて選定した事業者と契約を締結するとの説明がなされました。

委員から、公募型プロポーザルへの参加数について質疑がなされ、当局から、説明会や参加の問い合わせは複数あったが、実際の参加数は 1 社であったとの説明がなされました。

次に、議第 59 号土地の売払いについてであります。

旧南小学校跡地活用事業に関するもので、住宅街区として整備する区域について、売り払いを行い、公共施設については、保育所、子育て支援センター等の設置を計画しているとの説明がなされました。

委員から、売り払いに至った理由について質疑がなされ、当局から、若者を中心とした定住人口の増加や市の収入増加を考慮したためとの答弁がなされました。

さらに委員から、今後の計画について質疑がなされ、当局から、地元住民の意見も十分考慮し対応を検討していきたい旨の答弁がなされました。

採決におきましては、一部委員から反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第 54 号別府市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、議第 55 号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議第 56 号別府市水道事業給水条例の一部改正についても、当局から詳細なる説明がなされ、採決におきましては、一部委員から反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（萩野忠好君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(23番・泉 武弘君登壇)

- 23番(泉 武弘君) 私は、議第40号令和元年度一般会計補正予算、商工費、別府ツーリズムバレー構想費600万円、観光費、観光客誘致・受入に要する経費の追加額4,575万6,000円、HOT便でお届けする別府土産1,082万円、HOT便でお届けする別府土産2,061万円、PR動画製作費1,432万6,000円、東洋のブルーラグーン構想到に要する経費873万円、公園鉄輪地獄地帯整備に要する経費の追加額1億1,900万円に反対し、討論を行います。

私が反対する第1の理由は、財政調整基金を取り崩して財源としていることです。別府ツーリズムバレー構想、観光客誘致・受入、東洋のブルーラグーン構想、PR動画製作費などに財政調整基金が充当されていますが、これらの事業に基金を取り崩す妥当性や緊急性はありません。

別府市財政調整基金条例第6条では、基金の処分について次のように定めています。「基金は、次に掲げる場合に限りこれを処分することができる。経済情勢の著しい変動により財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。災害により生じた経費の財源、または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費、その他必要でやむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。長期にわたる財源の育成のためにする財産取得のための経費の財源に充てるとき」とされています。

財政調整基金条例第6条の基金を処分できる事項から判断すると、別府ツーリズムバレー構想、観光客誘致・受入事業、東洋のブルーラグーン構想、PR動画作成費などが、財政調整基金を処分すべき理由に該当しないことは明らかで、基金を取り崩して充当することができないのは明らかです。

このように妥当性がないにもかかわらず、安易に基金を取り崩しながら財政運営を続ければ財政規律が維持できないので、反対します。

次に、各事業に反対する理由を述べます。

今回の補正予算約8億円のうち観光関係予算が3億1,000万円と、予算総額の約40%を占めていますが、市長が公約にしていますワンコインバスの予算は、どこにも見ることはできません。重要施策として予算に計上されているブルーラグーン構想到に要する経費873万円は、大型露天風呂を実現するための基本構想策定費です。市長は、大型露天風呂に対する熱い思いを述べましたが、そもそも行政が露天風呂をつくることに関与する必要性があるのでしょうか。今回の予算で露天風呂建設のため税金が873万円使われます。今後、露天風呂建設に関連して財政負担の有無をたかすと、さらなる財政負担がないとは言えないという答弁でした。別府市にどうしても大型露天風呂が必要であれば、それは民間事業者がつくるのではないのでしょうか。行政が関与して大型露天風呂をつくることは、温泉経営をなりわいとしている事業者の経営を圧迫することにつながります。

市営温泉の年間赤字は1億2,000万円で、しかも過去10年以上1億円近い赤字が続いてきました。この事実から、行政が露天風呂建設に関与すべきではないということを指摘し、反対します。

次に、観光客誘致・受入に要する経費に反対する理由を述べます。

別府市に宿泊したお客に温泉を土産として届ける予算と移動型温泉施設製作費について、理由を説明します。

各地の温泉にはそれぞれ違う魅力があり、観光客が直接その土地を訪れ、自然景観、歴史や住民の生活などの魅力に触れることができるから、温泉地を訪問するのです。温泉

を全国に配り、移動入浴車まで作製する必要があることができません。それよりも、年間 800 万人の来別観光客に満足してもらうための観光地づくり、いわゆる観光インフラの整備こそ急がなければならない重要課題でございます。お湯を全国に配ることや移動入浴車の予算に反対をします。

別府ツーリズムバレー構想に、反対をします。

その理由は、基金を取り崩してまで早急に実施する必要性が見当たらないばかりか、拙速感はありません。事業を進める際、なぜ県や商工会議所、APUなどと連携しないのでしょうか。未来共創戦略で、次のように問題点を指摘しています。本市と大分県及び学校法人立命館が公私協力方式で設置した立命館アジア太平洋大学との連携強化を初めとする別府大学や別府溝部学園短期大学など、市内各大学の知見を生かすことなどが喫緊の課題として解決すべきとして上がったと説明しています。構想や計画段階から関係団体と協議して、予算を計上すべきです。

最後に、鉄輪地獄地帯公園整備費 1 億 1,900 万円に反対の理由を述べます。

この予算は、公園内の園路整備、駐車場、トイレ、擁壁整備として整備をして、株式会社 Gramprop に 20 年間賃貸で使用させる事業です。この計画がスタートした時点、私は議員ではありませんでした。以前から鉄輪地獄地帯公園整備事業の予算審議に参加されている議員の皆さんは、納得され予算に賛成されていると思います。しかし、私には到底理解できません。指針公表から公募、設置計画の受け付けまで 49 日、設置計画の受け付け期間はわずか 11 日間しかありません。当時、この事業についてホームページを見た方から電話があり、事前に情報がなければ、この短期間で事業計画をつくることはできないと話していたことが思い出されます。

既に公園整備事業に 1 億 3,126 万 4,280 円使っています。今回、追加事業として 1 億 1,900 万円の予算を計上しました。こうして整備された土地 3,798 平米、1,150 坪を 1 平方 120 円、1 坪当たり 396 円で、年間に換算しますと、わずかに 546 万 9,120 円で、20 年間株式会社 Gramprop に使用させる計画です。公園整備にかかる費用総額は 2 億 5,026 万 4,280 円ですが、今後も費用は増加し続けます。しかし、賃料収入は年間わずかに 550 万円しかないのです。

契約の相手である Gramprop は、謄本によると、称号は Gramprop、本店は秋葉町 5 番 23 号、発行株式数は 120 株、資本金の額は 120 万円、会社設立は、何と平成 31 年 1 月 11 日となっています。この会社の設立時期は、事業選定のわずか 2 カ月前となっているわけでございます。

私の反対する理由は、別府市が鉄輪地獄地帯公園の事業方針に示した使用料 1 平方メートル当たり 1 カ月に 120 円となっているこの点にあります。なぜ 120 円なのか。なぜこんな安い価格で貸すのですか、なぜこんな特定業者を優遇するのですか、などの疑問が増すばかりです。別府市が 2 億 5,000 万円をつぎ込み整備した公園 3,798 平方を、1 年間にわずか 569 万 120 円で貸すために公園整備事業には反対をいたします。

また、契約相手の法人設立が 1 月 11 日と、会社の事業歴は極めて浅い会社に 20 年間貸すことへの不安が募ります。会社規模が小さく、謄本によると、取締役は 1 人だけの会社に経営不安は、皆さんないのでしょうか。もしかしたら近い将来、役員人事で驚くようなことが起きるかもしれません。

議員の皆さん、よくお考えをください。地方自治法 2 条 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民の福祉増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めています。今回の事業は、「最大の投資で最少の収入」と言っても言い過ぎではありません。これが、市長の言われる「もうかる別府」の実態でしょうか。

私は、以上の理由で反対をします。

改選後初めての議会でしたが、大変残念な気持ちと怒りでいっぱいです。管理職は、質問に対して明確に答弁しないばかりか、聞かれてもいないことを延々と答弁し、その姿は市民の失笑を買いました。

ところで、議員の皆さん、私たちは議員に選ばれてわずか2カ月しかたっていません。温泉を全国に配ることや移動入浴車をつくること、大型露天風呂に税金を使うこと、公園を年間546万円で貸すことに、あなたは本当に賛成できますか。私たちは、議決で自分の意思を示さなければなりません。市民は、大変注目しています。どうか、市財政の現状をよく認識し、勇気ある議決をしていただくようお願いをし、私の討論を終わります。

(18番・平野文活君登壇)

○18番(平野文活君) 私は、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

まず、議第40号一般会計補正予算案の一部に反対をいたします。

ツーリズムバレー構想に要する経費について、市長は提案理由説明で、「起業・創業の担い手となる若者を育てて、産業振興と定住促進の好循環をつくる」と述べましたが、そういう事業はこれまでも4『B』iやB-b i z L I N Kなどで取り組んできました。そうした1期目の総括を明らかにしないまま、また屋上屋を重ねることになるのではないかという疑問を持たざるを得ません。本気で地域の経済を振興しようというのであれば、県下11の市が既に制定している中小企業振興基本条例を制定し、市自身が全ての市内業者のニーズを把握する聞き取り調査などを実施すべきであります。6,000近い市内業者の生の声を把握しないまま、首都圏からベンチャー企業家などを招聘して5回程度の会議を開いても、産業振興と定住促進の好循環などできないと考えます。

次に、誘客推進事業負担金4,575万6,000円に反対します。

これは、全国に温泉を配る事業とのことですが、これもビームス新宿店でのイベントや別府温泉恩返し事業で既に実施してきた事業で、これについても、その経済効果についてきちんと総括して新規事業を提案すべきであります。温泉配送業者の選定についても疑問が残ります。さらに、富裕層向けPR動画を1,432万6,000円もかけて作成するとのことですが、そんなことは自治体がやるべき仕事ではありません。

さらに、東洋のブルーラグーン構想に要する経費873万円に反対です。

民間主体の事業と言いながら、市有地の提供や事業費の一部負担の可能性についても否定はしませんでした。自治体がやるべき仕事ではなく、反対であります。

関連して、議第47号市税特別措置条例改正案に反対します。

これは、地域経済を牽引するだけの力のある企業に固定資産税を免除するというものがありますが、支援すべきは、苦労しながら頑張っている中小零細業者であって、支援すべき対象が間違っております。

次に、議第44号、50号、53号、55号、56号は、消費税増税に関する議案であり、反対です。

2014年4月に8%に増税されてから今日まで、実質賃金も家計消費も下がる一方です。厚生労働省の「毎月勤労統計」では、年間の平均実質賃金が、2013年の392万7,000円から2018年の382万1,000円に、10万6,000円も落ち込んでいます。家計消費も、総務省の「家計調査」の2人以上世帯の実質家計消費支出は、2013年の363万6,000円から2018年の338万8,000円に、24万8,000円も冷え込んでおります。最近では、政府の景気判断でも「悪化」という言葉を使わざるを得ない状況になっております。

こういう経済情勢のもとでの消費税増税は、「天下の愚策」と言わざるを得ません。ましてや住民の福祉増進を最大任務としている自治体のやるべきことではありません。

最後に、58号、59号は、「一者入札」で契約しようとするものであり反対であることを表明して、反対討論を終わります。

○議長（萩野忠好君） 以上で、討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第 40 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 44 号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 47 号別府市税特別措置条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 50 号別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 53 号大所飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 55 号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 56 号別府市水道事業給水条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 58 号工事請負契約の締結についてに対する委員長の報告は、原案可決であ

ります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 59 号土地の売払いについてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 41 号令和元年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）から、議第 43 号別府市役所事務分掌条例の一部改正についてまで、議第 45 号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、議第 46 号別府市税条例の一部改正について、議第 48 号別府市手数料条例の一部改正について、議第 49 号別府市立学校規模適正化審議会条例の一部改正について、議第 51 号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第 52 号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第 54 号別府市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、議第 57 号別府市火災予防条例の一部改正について、及び議第 60 号動産の取得について、以上 12 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 12 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上 12 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第 61 号市長専決処分についてから、議第 66 号市長専決処分についてまで、以上 6 件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきとの報告であります。以上 6 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上 6 件は、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第 2 により、所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付しております「継続調査事項申出一覧」のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行いたい旨の申し出がなされております。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行うことに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 67 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

- 市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 67 号は、別府市総合戦略の事業を着実に実施し、市民に寄り添う市政の実現を目指すため、継続して阿南寿和氏を副市長に選任したいので、地方

自治法 162 条の規定により、議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 67 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第 67 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

〔副市長挨拶〕

○議長（萩野忠好君） ただいま副市長に選任の同意を与えました阿南寿和氏から、挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 一言お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいまは、皆さん方から御承認をいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

4 年前に、副市長ということで承認をいただきまして、その間、長野市長のもとで私なりに全力を尽くしてまいりました。今後も、長野市長が掲げます「全ては市民の皆さん方の幸せのため」ということを常に念頭に置きながら市長を補佐し、職員とともに諸課題につきまわってしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議員各位におかれましては、引き続き御指導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（萩野忠好君） 次に、日程第 4 により、議第 68 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 68 号は、本市教育委員会委員に、川崎栄一氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 68 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第 68 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 5 により、議第 69 号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 69 号は、本市監査委員に、中尾薫氏を選任いたしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 69 号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第 69 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 6 により、議第 70 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 70 号は、本市職員懲戒審査委員会委員に、松川幸路氏を選任いたしたいので、地方自治法施行規程第 16 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第70号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第70号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第7により、報告第2号平成30年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第9号市長専決処分についてまで、以上8件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告いたします。

報告第2号は、平成30年度別府市一般会計補正予算（第3号）、（第4号）及び（第5号）において繰越明許費として議決いただきましたプレミアム付き商品券発行事業の外17事業について、報告第3号は、平成30年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）において繰越明許費として議決をいただきました周辺地区環境整備事業について、報告第4号は、平成30年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）において繰越明許費として議決をいただきました公共下水道事業について繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第5号は、平成30年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出です。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、施設拡張改良事業等について予算を令和元年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものです。

報告第6号、報告第7号及び報告第8号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本市が出資しております法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。

報告第6号は、一般財団法人別府市総合振興センターの平成30年度事業収支報告書及び令和元年度事業収支計画書の提出です。

平成30年度は、独自事業や指定管理者事業等計9事業を実施いたしました。事業全体では前年度比1.4%の減収となりましたが、管理費の削減等により当期純利益は前年度比22%増となりました。令和元年度は、独自事業、指定管理者事業等で計8事業を実施する計画となっております。

報告第7号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成30年度事業報告書、及び令和元年度事業計画書の提出です。

平成30年度は、生活安定事業、余暇活動事業、健康管理事業を中心に実施し、そのうち余暇活動事業においては、幅広い年齢層で利用できる新規事業を展開するなどして新規会員の加入等を図ることができました。3月末日の会員数は3,686名となり、前年同月末と比べ96名の増加となりました。令和元年度は、勤労者、居住者に総合的な福祉事業を行い、勤労者等の福祉向上、企業の振興、地域社会の活性化に寄与すべく運営を行うとの運営方針により、生活安定にかかる事業等を行う計画となっております。

報告第8号は、一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームBizLINKの平成30年度事業報告書及び令和元年度事業計画書の提出です。

平成30年度は、市から起業創業支援事業など計9事業の委託を受け実施いたしました。令和元年度は、ラグビーワールドカップ・オリジナルファンゾーン事業、4『B』i地域産業イノベーション推進事業、コワーキングスペース管理運営事業などを中心に事業を実

施する計画としております。

報告第9号は、温泉施設での事故外3件の和解及び損害賠償の額の決定並びに市営住宅の未納家賃にかかる訴え提起前の和解1件について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上8件について、御報告を申し上げます。

○議長（萩野忠好君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承ください。

次に、日程第8により、議員提出議案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書、及び議員提出議案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書まで、以上2件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（12番・加藤信康君登壇）

○12番（加藤信康君） 議員提出議案第3号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保（高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施）など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の「骨太2018」では、「(地方の)一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7,072億円（前年比+1.0%）となり、過去最高水準となりました。しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保、及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
- 3 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 4 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。

- 5 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 6 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 8 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 9 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと
以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和元年6月21日

大分県別府市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（9番・三重忠昭君登壇）

○9番（三重忠昭君） 議員提出議案第4号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じきめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価をされ

ています。しかしその一方で、不登校、いじめ等子どもを取り巻く問題の深刻化、障害のある子どもや、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも多様化してきています。また、授業時数や指導内容も増加している中で、これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには計画的な教職員の定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育条件格差があってはなりません。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。そのことも踏まえて、教育予算拡充のために、以下のことを求めます。

記

- 1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と、制度の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

大分県別府市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(萩野忠好君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、日程第9により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、令和元年第2回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和元年第2回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会